

三重県議会役員選出申し合わせ事項

平成 12 年 5 月 15 日決定

平成 20 年 5 月 13 日決定

平成 21 年 5 月 12 日改正

- 1 三重県議会における正副議長の選出については立候補制とし、重複立候補は認めない。
- 2 立候補の届出は、所定の届出用紙に、5名以上の推薦者（署名、押印）を添えて行い、正副議長選挙を行う本会議開催日の前日（前日が休日にあたる場合は、その前の休日でない日）の午前9時から午前12時までの間に所信表明会座長に届け出る。
- 3 所信表明会座長は、議員のうちから、代表者会議（又は各派世話人会）において選出する。
- 4 立候補者は、所信表明会で抱負、経緯などの所信を表明する。
- 5 所信表明会は、立候補届出日の午後1時30分から全員協議会室で行い、進行は所信表明会座長があたる。
所信表明会の持ち時間は、一人5分程度とし、立候補者一人に対する質疑は、答弁を含めて15分程度とする。
- 6 所信表明会は公開とする。
- 7 所信表明の順序は届出順に、くじ引きを行い、決定する。